

平成27年度指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部 障害福祉課
評価対象期間	H27.4.1 ~ H28.3.31

1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立三光園
	所在地	山県市大桑3606
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所在地	岐阜市下奈良2-1-1
	指定期間	H23.4.1 ~ H28.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設を維持管理すること。 施設の利用者の処遇に関すること。 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業に関すること。 その他知事が別に定める業務に関すること。 	

2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
H25	1,638
H26	1,783
H27	1,729

年度	利用者数
H25	1,638
H26	1,783
H27	1,729

3 平成27年度の収支状況

(単位:千円)

収 入 計	297,769
利用料金	297,086
指定管理料	0
そ の 他	683
支 出 計	284,741
人 件 費	174,370
施設管理費	16,348
そ の 他	94,023
差 引	13,028
納 付 金	—

4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・高齢化・重度化に伴い、従来の日課や行事の組み立ての中に、利用者の生きがいや思いを、個別支援計画をはじめいろいろな場面にいかに反映させていくか、引き続き検討されたい。	・食事や入浴など時間に余裕を持って生活していただけるよう日課に余裕を持たせた。外出は2~3人単位で利用者の体力や要望に合わせて行っている。個別支援計画を作成する中で利用者の要望や希望を聞く時間を設けた。
・地域の障がい者(利用者)の発掘や、真に必要とする人がサービスを利用できているかどうか、また、地域での認知度は十分かどうか今一度検討されたい。	・山県市障害者自立支援推進協議会、障害者福祉サービス連絡会に参加し、情報交換を行っている。また、地域の相談支援事業所や行政とも情報交換を行っている。

5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.8	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束の解除に向けた前向きな工夫がみられる。 ・利用者のニーズに応えるためにモニタリングの様式の変更を試みアセスメントの実施している。利用者一人ひとりの思いを反映させる支援に繋げるために独自の工夫をした点は評価できる。 ・リフトなどの使用による事故防止のためにも、職員の研修などの防止策を確実に行っていただきたい。
設置目的の充足状況	3.6	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望に沿った外出や旅行など、余暇活動の充実につとめ、利用者の満足度の向上をはかっている。 ・利用者数は入所、短期とも一定で推移している。 ・短期入所・日中一次支援・ロングショートの利用者情報の収集に、今以外のルートがないか一考を。
公共性の確保の状況	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・嚥下障害(口腔ケア)喀痰吸引・感染症予防、救急救命など、重度化、高齢化に備えた研修を実践している点は評価できる。 ・利用者の個別支援計画を一覧にして全職員が把握するなど、利用者ニーズに応えようとしている。 ・危機管理に対しては従来の延長線上のまま。新しい事態に対処できない。新しい取り組みが必要。 ・すでに実施している近隣施設や行政との防災会議、合同訓練等による、緊密な体制を当該地域、自治会も含めて構築、継続されたい。
経営状況	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・行事はリスクを伴いがちであるが、食事介助に専念できる職員の配置などの配慮は評価できる。 ・経営効率化の視点が、利用者へのサービス向上や、環境整備にあり、その成果も見られることから、経営状況は適正といえる。 ・人件費が前年度比減となっているが、ソフト面の充実は欠かせないので、ある程度の増加は支援の質を落とさないためには必要ではないか。
派生的効果	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・実習生の受け入れによる施設の客観的見地からのケアの見直し、子供たちの福祉教育・体験学習などに常に積極的に取り組んでいる。 ・ボランティアの日常的な受け入れ等、地域との関係は良好と思われる。 ・施設の立地環境から、この地区の福祉施設としての住民意識が根付いている。(行事などの交流、ボランティア受け入れ、災害協定等)

<評価基準>

5	定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに沿った支援を行うための取り組みが積極的に行われている。 ・利用者の重度化・高齢化に対応するための取り組みが実践されている。 ・地域の中で福祉施設としての役割を果たし、積極的に地域に関わる姿勢がみられる。 ・危機管理に関して、防犯について検討が必要。

<評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する